

東社労第607号
平成27年3月24日

統括支部長
支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 大野 実
(公印省略)

年金手帳・基礎年金番号通知書の代理人
(受任者) への即時交付の禁止について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、全国社会保険労務士会連合会より、年金手帳の詐取を契機とした老齢年金の不正受給事件が発生したことを踏まえ、今後は年金事務所窓口における委任状による代理人(受任者)への年金手帳・基礎年金番号通知書(以下「年金手帳等」という)の即時交付を禁止する旨、日本年金機構からの周知依頼について連絡がありました。

今後の取扱いについて、具体的には、年金事務所窓口における委任状による代理人(受任者)からの年金手帳等の即時交付の申出に対しては、個人情報漏洩防止の観点から即時交付は出来ないこと、また、基礎年金番号に登録されている本人住所へ後日送付されることとなります。

また、年金手帳等の本人への即時交付及び本人または代理人(受任者)へ年金手帳等以外の交付物を即時交付する場合におきましては、本人または代理人の確認作業の他、即時交付を要する理由を申請書等の余白に記載することとなります。

つきましては、本取扱いについて貴統括支部所属支部会員にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本取り扱いの詳細については、連合会HP「会員ページ」に掲載されていますのでご参照ください。

(担当) 業務課 みやげだ 土産田 s-miyageda@tokyosr.jp

または、坂口 t-sakaguchi@tokyosr.jp